京都市「歯のひろば」事業等実施補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，本市の区域内において歯科保健における普及啓発活動を行うための補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し，京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第２条　補助金の交付先は，一般社団法人　京都府歯科医師会（以下「補助事業者」という。）とする。

２　補助事業者は，補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し，補助金の交付目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

（交付の対象）

第３条　補助金は，補助事業者が多くの市民に対して歯科保健の重要性を伝える機会を設けるほか，高齢者歯科保健対策として関係者の資質向上及び市民への普及啓発を通じて，市民に対する良質な歯科医療の提供及び歯科保健の向上を図ることを目的として行う次の各号の事業の実施に要する経費を対象とする。

⑴　「歯のひろば」事業

ア　歯科医師会主催のもの

イ　各区歯科医師会（京都市内に限る。）主催のもの

⑵　歯の無料相談事業

ア　京都歯科サービスセンターにおける無料相談

イ　京都市内における歯の無料相談

⑶　「いい歯の日週間」事業

⑷　高齢者歯科保健対策事業

ア　講演研修会の開催事業

(ｱ)　市民を対象としたもの

(ｲ)　その他，高齢者歯科保健に関するもの

イ　実習研修会の開催

ウ　啓発用パンフレットの作成・配布

⑸　その他，当該補助金の目的に資する事業で歯科医師会又は各区歯科医師会（京都市内に限る。）で実施するもの

（補助金の額）

第４条　補助金の額は，前条の各号の事業に要する費用の２分の１に相当する金額の合計額とし，予算の範囲内において交付する。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，この限りではない。

（交付の申請）
第５条　条例第９条により，補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは，京都市「歯のひろば」事業等実施補助金申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）によって，収支予算書のほか市長が必要と認める書類を添えて，市長に提出するものとする。

（標準処理期間）
第６条　市長は，条例第９条による申請が到達してから１４日以内に条例第１０条各項の決定をするものとする。

（変更等の申請）
第７条　条例第１１条第１項第１号による補助事業等の内容または経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は，京都市「歯のひろば」事業等実施補助金変更承認申請書（第２号様式）によって行うものとする。
２　条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更は，「歯のひろば」事業等の中止以外とする。
３　条例第１１条第１項第２号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は，京都市「歯のひろば」事業等補助金中止・廃止承認申請書（第３号様式）によって行うものとする。

（事業報告）
第８条　補助事業者は，補助事業を実施した年度の翌年度の５月末までに遅滞なく事業報告書，収支決算書，第３条各号の事業に係る内訳及び明細書，その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に必要な事項は，健康長寿のまち・京都推進担当局長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は，平成２２年４月１日から実施する。
（経過措置）
２　この要綱による改正前の京都府歯科医師会「歯のひろば」事業等実施補助金交付要綱（以下「旧京都府歯科医師会「歯のひろば」事業等実施補助金交付要綱」という。）に基づき，平成２２年３月３１日までに交付決定を行った補助金については，旧京都府歯科医師会「歯のひろば」事業等実施補助金交付要綱の規定は，なお従前の例による。

附　則
この要綱は，平成２８年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は，平成３１年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から実施する。

第１号様式（第５条関係）

第　　号

年　　月　　日

（あて先）

京　都　市　長

（住　　所）

（団　体　名）

（代表者氏名）

年度京都市「歯のひろば」事業等実施補助金申請書

年度「歯のひろば」事業等を下記のとおり実施致しますので，京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により，補助金　　円を交付されたく申請します。

記

１．事業の名称

２．事業の目的

３．事業の計画

４．収支予算書（別紙）

第２号様式（第７条関係）

京都市「歯のひろば」事業等実施補助金変更承認申請書

（あて先）京都市長	年　　月　　日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 （電話　　－　　）

京都市補助金等に関する条例第１１条第１項第１号の規定により補助事業の内容の変更承認を申請します。
変更内容

第３号様式（第７条関係）

京都市「歯のひろば」事業等実施補助金中止・廃止承認申請書

（あて先）京都市長	年　　月　　日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 （電話　　－　　）

京都市補助金等に関する条例第１１条第１項第２号の規定により補助事業 の　□中止 　　□廃止　の承認を申請します。
中止又は廃止の理由